本号で公布された法令のあらまし

◇**義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第二八六号）（文部科学省）

1　養護特別支援学校の設置等が行われる年度の三年度前の年度に実施する建物の建築に要する経費を国庫負担割合の特例の対象とすることとした。（本則関係）

2　施行期日等

(一)　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

(二)　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

政　令

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十六号

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）附則第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「の前々年度から」を「前三年度内の各年度又は」に、「後三年度目の年度までの間」を「以後四年度内の各年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の附則第二項の規定は、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担（令和六年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき令和七年度以後の年度に支出すべきものとされた国の負担及び令和六年度以前の年度における新築又は増築の実施により令和七年度以後の年度に支出される国の負担をいう。以下同じ。）を除く。）について適用し、令和七年度以後の年度の予算に係る国の負担（令和六年度以前国庫負担に限る。）及び令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担であって令和七年度以後の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　加藤　鮎子
内閣総理大臣　岸田　文雄

府　令

○内閣府令第八十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十九条の二の規定に基づき、母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年九月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令

母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。